

防府市経営発展支援事業補助金交付要綱

令和6年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）の別記1経営発展支援事業及び関連県要綱等に基づいて行う、経営発展支援事業に係る市の補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 防府市内で次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組を支援する。

(補助金額等)

第3条 市長は、補助金の交付の対象となる事業、補助率等は別表に定めるとおりとし、予算の範囲内で補助金を交付する。

(交付対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有している者又はその者が経営する法人であること。
- (2) 事業実施の年度又は前年度に農業経営を開始し、次に掲げる要件を満たす独立・自営就農をしている又はする予定であること。

ア 農地の所有権又は利用権（農地法（昭和27年法律第229号）第3条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第1項各号に該当するもの、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年5月27日法律第56号。以下「令和4年改正法」という。）附則第5条に基づく公告があったもの、令和4年改正法附則第9条に基づく公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく公告があったもの、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）第4条に基づく認定を受けたもの又は特定作業受委託契約を締結したものをいう。）を交付対象者（交付対象者が法人の場合は、当該法人の役員を含む。イにおい

て同じ。)が有していること。

イ 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。

ウ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。

エ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。

オ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。

(3) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。)第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けていること。

(4) 青年等就農計画に経営発展支援事業申請追加資料(第1号様式)を添付したもの(以下「経営発展支援事業計画等」という。)が次に掲げる要件に適合していること。

ア 農業経営を開始して5年後までに農業(農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等関連事業を含む。)で生計が成り立つ計画であること。

イ 計画の達成が実現可能であると見込まれること。

(5) 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ、継承する農業経営の現状の所得、売上若しくは付加価値額を10%以上増加させ、又は生産コストを10%以上減少させる経営発展支援事業計画等であると市長に認められること。

(6) 地域計画(基盤強化法第19条第1項に規定する地域計画をいう。)のうち目標地図(同条第3項の地図をいう。以下同じ。)に位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること、人・農地プランの具体的な進め方について(令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知。以下「人・農地プラン進め方通知」という。)の2の(1)の実質化された人・農地プラン、同通知の3により実質化された人・農地プランとみなすことができる判断できる既存の人・農地プラン及び同通知の4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる人・農地プラン以外の同種取決め等を中心となる経営体として位置づけられ、若しくは位置づけられることが確実と見込まれること又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること(以下「目標地図に位置づけられた者等」という。)

- (7) 国実施要綱別記3の雇用就農資金、新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）の別記6の初期投資促進事業（以下「令和4年度補正初期投資促進事業」という。）若しくは新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）別記2の初期投資促進事業（以下「令和5年度補正初期投資促進事業」という。）による助成金又は経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知）別記1の経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。
- (8) 機械・施設の取得費用等について、交付対象者本人が金融機関から融資を受けること。
- (9) 豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥を飼養する農業経営の場合は、都道府県による飼養衛生管理基準遵守状況等について確認が行われていること。
- (10) 就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること。
- (11) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）に基づく環境負荷低減に取り組む意思があること。
- (対象経費)

第5条 補助の対象となる事業内容は、次に掲げる取組であって交付対象者が自らの経営においてそれらを使用するものであることとする。

- (1) 機械・施設等の取得、改良又はリース
 - (2) 家畜の導入
 - (3) 果樹・茶の新植・改植
 - (4) 農地等の造成、改良又は復旧
- 2 本事業以外の国の助成事業の対象として整備するものではないこと（融資に関する利子の助成措置を除く。）
- 3 第1項の事業内容は、個々の事業内容ごとに、次に掲げる基準を満たすも

のとする。

- (1) 事業費が整備等内容ごとに50万円以上であること。事業の対象となる機械・施設等（中古資材等を活用して整備する施設を含む。以下同じ。）が中古機械・施設等である場合には、事業費が50万円以上であり、かつ、市長が適正と認める価格で取得されるものであること。
 - (2) 機械・施設等の購入先の選定に当たっては、一般競争入札の実施、複数の業者からの見積り徴取等により、事業費の低減に向けた取組を行うこと。
 - (3) 第1項については国実施要綱別記1の第5の2(3)に掲げる基準を満たすこと。
- 4 第1項の(1)の機械・施設等については、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

（経営発展支援事業計画等の承認申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、経営発展支援事業計画等を提出し市長に承認の申請をしなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査する。審査の結果、適正と認めた場合は、経営発展支援事業計画等を承認し、審査の結果を経営発展支援事業計画等審査結果通知書（第2号様式）により申請者に通知する。
- 3 前項の承認を受けた申請者は、経営発展支援事業計画等に記載された取組を変更し、中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- 4 市長は、前項の経営発展支援事業計画等の変更の申請があったときは、第2項の規定に準じて承認する。

（補助金の交付申請）

第7条 前条第2項の承認を受けた申請者は、補助金交付申請書（第3号様式）を、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のう

ち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

（事業の着工）

第8条 着工は、原則として次条の交付の決定に基づき行うものとする。ただし、申請者が交付の決定前に着工する場合にあっては、その理由を明記した交付決定前着工届（様式第4号）を市長に提出するものとする。この場合においては、申請者は、交付の決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを明らかにした上で行うものとする。

2 申請者は、事業に着工したときは、速やかにその旨を着工届（様式第5号）により、市長に届け出るものとする。

（交付決定）

第9条 市長は、第7条第1項の補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、この旨を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第10条 第9条第1項の規定による通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して20日以内に当該申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（変更の承認）

第11条 交付決定者は別表の重要な変更の欄に掲げる変更を加えようとする

きは、補助金変更承認申請書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は前項の補助金変更承認申請書の提出があり、その内容について適正であると認めるときは、その旨交付決定者に通知するものとする。

（工事等の完了）

第12条 交付決定者は、機械の納入や施設の完成等により工事が完了した場合には、速やかにその旨を竣工届（様式第7号）により、市長に届け出るものとする。

（概算払請求）

第13条 市長は、必要があると認めるときは、第9条第1項の規定による通知に係る金額の範囲内で、概算払により補助金を交付することができる。

- 2 交付決定者は、概算払により補助金の交付を受けようとする場合は、補助金概算払請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第14条 交付決定者は、事業を完了したときは、完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 第7条第2項のただし書により交付申請を行った交付決定者は、前項の事業実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 第7条第2項のただし書により交付の申請を行った交付決定者は、第1項の事業実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額を減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（第10号様式）により速やかに市長に報告するとともに、市長の命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金の額の確定）

第15条 市長は、前条第1項の実績報告書の提出があった場合において、その

内容の審査及び必要に応じて行う現地調査の結果、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第16条 前条の規定により通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金精算払請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第17条 市長は、交付決定者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。
- (3) 事業の施行方法が不適當であると認められるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、当該交付決定者に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 市長は、交付決定者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を越える補助金が概算払により交付されているときは、当該交付決定者に対し、期限を定めて、その超える部分の返還を命ずるものとする。

(就農状況報告等)

第18条 交付決定者は、事業実施の翌年度から経営発展支援事業計画等に定めた目標年度の翌年度まで、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月(実績報告後1回目の報告においては、実績報告後又は就農後からの期間)の就農状況報告(第11号様式)を、市長に報告しなければならない。また、交付決定者は、毎年1回、就農状況報告の際(原則、毎年1月末までの報告時に、(第12号様式)の環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、前回のチェックシートの提出以降(実績報告後1回目の報告においては、実績報告後又は就農後からの期間)に実施した旨をチェックした上で、当該チェックシートを市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による就農状況報告の提出があったときは、各関係機

関と協力し、実施状況を確認し必要な場合は、各関係機関と連携して適切な助言及び指導を行うものとする。

(住所等変更報告)

第19条 交付決定者は、経営発展支援事業計画等に定めた目標年度までに氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届（第13号様式）を市長に提出する。ただし、国実施要綱別記2の第6の2の（6）のイ又は新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）の別記1（以下「就農準備・経営開始支援事業」という。）の第6の2の（6）のイにより住所等変更届を提出している場合は、本報告を行ったものとみなすことができる。

(就農報告)

第20条 交付決定者は、第14条による実績報告後に就農する場合は、就農後1か月以内に就農届（第14号様式）を市長に提出する。ただし、国実施要綱別記2の第6の1の（7）のエ又は就農準備・経営開始支援事業の第6の1の（7）のエの報告を提出した場合は、当該報告をもって提出したものと見なすことができる。

(財産の管理等)

第21条 交付決定者は、整備した機械・施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その整備目的に即して最も効率的な運用を図り、適正に管理運営しなければならない。

- 2 交付決定者は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める資産の区分に応じた耐用年数に相当する期間に準じて、機械・施設等の処分等（当該補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄することをいう。）を制限する期間（以下「処分制限期間」という。）を設定しなければならない。
- 3 交付決定者は、機械・施設等の管理状況を明確にするため処分制限期間を記載した財産管理台帳（様式第15号）を備え置かなければならない。
- 4 交付決定者は、機械・施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、管理運営日誌又は利用簿等を適宜作成し、整備及び保存しなければならない。

- 5 市長は、交付決定者が第4項で作成した機械・施設等の管理運営日誌又は利用簿等を提出させるなど、必要に応じて交付決定者に指導を行うことができる。

(財産処分の手続き等)

第22条 交付決定者は整備した機械・施設等について、前条第2項で設定した処分制限期間内に、市長の承認を受けずに、当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 交付決定者は、処分制限期間内に、整備した機械・施設等が天災その他の災害による被害を受けた場合は、直ちに市長に報告しなければならない。

- 3 交付決定者は、処分制限期間内に、整備した機械・施設等の移転若しくは更新又は生産能力、利用の規模若しくは方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等をしようとする場合は、あらかじめ市長に報告しなければならない。

(関係書類の整備)

第23条 交付決定者は、事業の施行状況及び当該事業に係る収支について一切の状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備し、補助事業完了の年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

事業名	経費	補助率等	重要な変更
経営発展支援事業	新規就農者の就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等に要する経費	①補助率：補助対象事業費の3／4以内 ②補助対象事業費上限：1,000万円（国実施要綱別記2に定める経営開始資金又は就農準備・経営開始支援事業の経営開始支援資金対象者の場合は500万円） なお、夫婦で農業経営を開始する場合、複数の青年就農者が法人を設立し、共同経営する場合の補助対象事業費は、国実施要綱別記1第5の3の（2）及び（3）のとおりとする。	1 事業の廃止 2 事業費の30％を超える増減又は補助額の増 3 市長が必要と認める事業内容の変更等

(第 1 号様式)

経営発展支援事業申請追加資料

年 月 日

(宛先) 防府市長

住 所 :

氏 名 :

(生年月日 : 年 月 日 : 歳)

経営発展支援事業の実施について、関係書類を添えて承認申請します。

なお、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和 4 年 3 月 29 日付け 3 経営第 3142 号農
林水産事務次官依命通知）の規定を遵守し、農業経営に励むことを誓約します。

1 成果目標の取組

※ 実施する項目に○を記載してください。

No.	項目		実施
1	研修	① 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目を含む研修を概ね1年以上（概ね1,200時間以上）受けている	
		② 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目について研修を概ね1年以上（概ね1,200時間以上）受けている	
		③ ②に加え、販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修を受けている	
2	サポート体制	① 地域サポート計画が策定されている	
		② ①に加え、普及指導センターの普及指導活動の対象者として選定されている	
		③ ②に加え、①の地域サポート計画の支援分野の全て※ ¹ について、担当機関・部署が明確になっている	
3	経営管理の合理化	① 圃場等に農作業の記録（施肥量、農薬散布量、作業時間等）を毎日つける	
		② ①に加え、青色申告を実施する	
		③ ②に加え、GAP認証等を取得する※ ²	
4	所得	① 所得目標※ ³ が「250万円」又は「継承する経営の直近所得から1割増の額」のうちいずれか高い額(A)となっている	
		② 所得目標が(A)の額から2割以上増の額となっている	
		③ 所得目標が(A)の額から4割以上増の額となっている	
5	家族経営協定※ ⁴	① 農業経営の方針、農作業の役割分担、労働報酬、労働時間・休日に関する事項について書面で締結している	
		② ①の事項に加え、その他の事項（休憩、時間外及び休日の労働、時間外及び休日労働に対する割増賃金、労働保険、社会保険）を1つでも設定している	
6	農業版事業継続計画（BCP）を策定している		
7	データを活用した農業を実践する		
8	農業経営を法人化する		
9	みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受ける		

・ 目標として行う項目（No. 3、4、7、8及び9）については、事業実施年度の4年後の年度までに行うこととし、実施予定年度を併せて記載すること。

※1 支援分野は「技術・経営指導」、「農地確保支援」、「機械・施設等の確保支援」、「資金相談」、「農業者による指導」、「販路支援」、「生活に係る支援（住居、子育て等）」、「事務局・全体調整」。

※2 JGAP、ASIAGAP 若しくは GLOBALG. A. P. の認証を取得し、又は国際水準 GAP

ガイドラインに準拠した都道府県 GAP のうち、自治体等が農業者の都道府県 GAP への取組状況を審査する仕組みを有しているものについて、当該審査に合格したものも含まれるものとする。

※3 事業実施の年度に農業経営を開始する場合は別紙様式第1号の別添1収支計画の「目標5年（度）目」の所得、事業実施の前年度に農業経営を開始している場合は同「4年（度）目」の所得とする。

※4 法人の場合は就業規則等、一人で農業経営する場合は家族経営協定に類するものとして自らの働き方に関する規定を書面で定めている場合に同協定を定めているものとみなす。

国実施要綱別記1第5の1の（5）の場合

目標とする取組	現状（ 年）	目標（ 年）
☐ 所得の10%以上増加	円	円 (割合： %)
☐ 売上の10%以上増加		
☐ 付加価値額の10%増加		
☐ 生産コストの10%減少		

2 事業の概要
別添のとおり

着工（予定）年月日

完了（予定）年月日

※ 3以降については、経営開始資金又は就農準備・経営発展支援事業の経営開始支援資金の交付を受ける場合は、「経営開始資金追加資料」又は「経営開始支援資金追加資料」を添付することで記入等は不要とする。

3 メールアドレス

--

4 農業を始めようと思った理由

--

5 「目標地図又は人・農地プラン」への位置付け等

集落又は地域名等		☐ 位置付けられている	☐ 位置付けられる見込み
☐ 農地中間管理機構から農地を			
☐ 借り受けている			
☐ 借り受ける見込み			

6 経営開始資金又は経営開始支援資金の交付の有無

交付を	☐ 過去に受けていた	☐ 現に受けている
	☐ 受ける見込み	☐ 受けない

7 就農準備資金、就農準備支援資金又は農業次世代人材投資事業（準備型）の交付の有無

交付を	☐ 過去に受けていた	☐ 現に受けている
	☐ 受ける見込み	☐ 受けない

8 過去の研修等の経験

研修先		期間	年 月 日 ~ 年 月 日
-----	--	----	------------------

9 その他

経営発展支援事業、令和4年度補正初期投資促進事業、令和5年度補正初期投資促進事業、雇用就農資金による助成金の交付又は経営継承・発展支援事業による補助金の交付	☐ 交付を受けている又は受けたことがある
	☐ 交付を受けていない又は受けたことがない

添付書類

別添1：収支計画

別添2：履歴書

別添3：経営を開始した時期を証明する書類（農地等の経営資産の取得時期が分かる書類等）

＊ 1

別添 4：経営を継承する場合は、従事していた期間が 5 年以内である事を証明する書類（過去の経歴を証明する書類（就業証明書、卒業証明書、住民票（遠隔地に住んでいた場合）の写しなど）

別添 5：農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類＊ 1

別添 6：通帳の写し

別添 7：身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）

＊ 1 申請時に経営を開始している場合に限る。

(第1号様式__別添：機械・施設等の導入の取組用)

機械・施設導入等計画書

機械・施設等の導入の取組

対象機械 施設等	機種・施設等名		数量	(単位)
	能力等			
	対象作物等			
	利用（導入） 面積			
	現有機の有無等 (有の場合：能力・取得年月・台数など)			
物件取得見込額（税込み）		[1]	(円)	
助成申請額		[2]	(円)	
	うち国庫助成金	[3]	(円)	
	うち都道府県負担額	[4]	(円)	
	うちその他	[5]	(円)	
交付申請者負担額（税込み）		[6]	(円)	

注1：複数の機械・施設等の導入を行う場合には、機械・施設等ごとにそれぞれ作成してください。

注2：別紙の調書に必要事項を記入の上、併せて提出してください。

注3：添付書類は、以下のとおり。

- ① 販売会社の見積書の写し等（全社分）
- ② その他市長が必要と認める資料

(第1号様式_別添：リース方式による機械等の導入の取組用)

機械・施設導入等計画書

リース方式による機械等の導入の取組

対象機械	機種・施設等名		数量	(単位)	
	能力等				
	対象作物				
	利用面積				
	現有機の有無 (有の場合：能力・取得年月・台数など)				
リース期間	開始日～終了日 (※1)		～		(年)
	リース借受日から 年間(※2)	(年)			
リース物件取得見込額 (税抜き)		[1]	(円)		
うちオプション分 (税抜き)		(円)			
リース期間終了後の残価設定		[2]	(円)		
リース料助成申請額		[3]	(円)		
	うち国庫助成金	[4]	(円)		
	うち都道府県負担額	[5]	(円)		
	うちその他	[6]	(円)		
リース諸費用 (金利・保険料・消費税)		[7]	(円)		
うち税相当分		(円)			
機械利用者負担リース料 (税込み)		[8]	(円)		
リース物件保管場所					
リース事業者名					

注1：※1及び※2については、いずれかを記入してください。

注2：リース助成申請額うち国庫助成額は、A、B又はCのいずれか小さい額を記入してください。

A: $[1] \times (\text{リース期間} / \text{法定耐用年数}) \times 1 / 2$ 以内 B: $([1] - [2]) \times 1 / 2$ 以内 C: $[5] \times 2$

注3 複数の機械・施設等の導入を行う場合には、機械・施設等ごとにそれぞれ作成してください。

注4：別紙の調書に必要事項を記入の上、併せて提出してください。

注5：添付書類は、以下のとおり。

- ① 販売会社の見積書の写し等 (全社分) ② その他市長が必要と認める資料

別添 1

収支計画

*国実施要綱別記 1 第 5 の 1 の (5) の場合により経営の全部又は一部を継承する場合は「現状」の欄に継承する経営の事業実施前々年度の実績を記載すること。

			事業実施					
			現状 (年) (年 月～ 年 月)	1 年(度)目 (年 月～ 年 月)	2 年(度)目 (年 月～ 年 月)	3 年(度)目 (年 月～ 年 月)	4 年(度)目 (年 月～ 年 月)	目標 5 年(度)目 (年 月～ 年 月)
農業収入	(作目)	経営規模						
		生産量						
		売上高 (円)						
		経営規模						
		生産量						
		売上高 (円)						
		経営規模						
		生産量						
		売上高 (円)						
	その他							
経営開始資金 (円)								
収入計 (円) ① (資金を除く)								

		事業実施					
		現状 (年) (年 月～ 年 月)	1 年(度)目 (年 月～ 年 月)	2 年(度)目 (年 月～ 年 月)	3 年(度)目 (年 月～ 年 月)	4 年(度)目 (年 月～ 年 月)	目標 5 年(度)目 (年 月～ 年 月)
農業経営費 (円)	原材料費						
	減価償却費						
	出荷販売経費						
	雇用労賃						
支出計 (円) ②							
【参考】設備投資 (内容、金額)							
所得計 (円) ①－②							

別添 2

履歴書

1 氏名等

(ふりがな)					
住 所	〒□□□-□□□□				
(ふりがな)					
連絡先	〒□□□-□□□□				
(ふりがな)		生 年 月 日		性別	電話番号
氏名		昭和 年 月 日 平成 年 月 日	歳	1. 男 2. 女	

2 家族構成

氏 名	続柄	生年月日	住 所

3 学歴等

履 歴	年	月	学歴・職歴(各別に記入)			
				年	月	免許・資格

(第2号様式)

第 号
年 (年) 月 日

(申請者住所)
(氏名) 様

防府市長

経営発展支援事業計画等審査結果通知書

年 月 日付けで承認申請のありました経営発展支援事業計画等については、審査の結果、承認（不承認と）されたので、防府市経営発展支援事業補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、通知します。

(第3号様式)

年度経営発展支援事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 防府市長

住所
氏名

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和４年３月２９日付け３経営第３１４２号農林水産事務次官依命通知）別記１第６の３及び防府市経営発展支援事業補助金交付要綱第７条第１項の規定に基づき交付を申請します。

交付申請額								円
	うち国費助成金							円
	うち都道府県負担額							円
	うちその他							円
【参考】自己負担								円

資金の振込口座

金融機関 店舗名等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫農業協同組合 信用農業協同組合連合会 農林中金					店・所			出張所			
	金融機関コード											
	預金・貯金 の種類	普通預金・当座預金			口座番号							
	郵便局	記号					(当座) 番号					
口座名義人		(ふりがな) 氏 名										

(様式第 4 号)

年 月 日

(宛先) 防府市長

住所
氏名

年度経営発展支援事業交付決定前着工届

年度経営発展支援事業実施計画等に基づく事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着工したいので届け出ます。

記

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、交付決定者が負担する。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着工から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

事業内容	総事業費 (円)	着工予定 年月日	竣工予定 年月日	交付決定前着工の理由

(様式第 5 号)

年 月 日

(宛先) 防府市長

住所
氏名

年度経営発展支援事業着工届

年度経営発展支援事業実施計画等に基づく事業について、下記のとおり
着工しましたので届け出ます。

記

事業内容 (機械・施設名等)	
総事業費 (円)	
着工場所	
契約年月日	
完了予定年月日	

注：工程表等を添付すること。

(第 6 号様式)

年 月 日

(宛先) 防 府 市 長

住所
氏名

年度経営発展支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった
経営発展支援事業の実施については、下記のとおり変更したいので、防府市経営発展
支援事業補助金交付要綱第 11 条第 1 項に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

※ 関係書類は、補助金等の交付決定通知がなされた事業内容及び経費の配分
を、比較対照できるよう両者を二段書きすること。

(様式第 7 号)

年 月 日

(宛先) 防府市長

住所
氏名

年度集経営発展支援事業に係る竣工届の提出について

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこの事業について、下記のとおり工事が完了しましたので、防府市経営発展支援事業補助金交付要綱第 12 条 1 項の規定に基づき、届け出ます。

記

事業内容 (機械・施設等名)	
総事業費 (円)	
竣工場所	
契約年月日	
完了年月日	
関係法令検査年月日	
(関係法令名)	
竣工検査年月日 (または予定日)	
引き渡し年月日 (または予定日)	

注：必要に応じ、請負人等からの完了届の写しを添付すること。

(第 8 号様式)

年 月 日

(宛先) 防 府 市 長

申請者 住所
氏名

年度経営発展支援事業補助金概算払（精算払）請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定（確定）通知のあった補助金
について、防府市経営発展支援事業補助金交付要綱第 13 条第 2 項（第 16 条）の規
定に基づき、下記のとおり概算払（精算払）により交付されるよう請求します。

記

(単位：円)

事 業 名	総事業費	市費補助金	既受領額	今回請求額	残 額

(第9号様式)

経営発展支援事業実績報告書

年 月 日

(宛先) 防府市長

住所
氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業について、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記1第6の4及び防府市経営発展支援事業補助金交付要綱第14条第1項の規定に基づき実績を報告します。

区分	事業に要した経費 (A+B+C+D)	負担区分				備考
		国庫 助成金 (A)	都道府県 負担額 (B)	その他 (C)	自己負担 (D)	
	円	円	円	円	円	
計						

※ 区分の欄は、支援により行った取組を記載する。
(注) 備考欄には消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

年 月 日

(宛先) 防 府 市 長

住所
氏名

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定（確定）通知のあった補助金
について、防府市経営発展支援事業補助金交付要綱第 14 条第 3 項の規定に基づき、
下記のとおり報告します。

- | | | | |
|---|----------------------------|--------|---|
| 1 | 補助金の額の確定額 | 記
金 | 円 |
| | (年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | | |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | | |
| | 金 | 円 | |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る | | |
| | 消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 (3 - 2) | 金 | 円 |

(注) 参考となる資料を添付すること。

(第11号様式)

就農状況報告
事業実施後 年目 (月分)

年 月 日

(宛先) 防府市長

住所
氏名

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記1第6の5の（1）及び防府市経営発展支援事業補助金交付要綱第18条第1項の規定に基づき就農状況報告を提出します。

1. 成果目標の取組

- ※ 1、3、4及び5については、実施済みの項目に○を記載してください。
2については、①～③のいずれかに○を記載し、所得目標に対する現状の所得状況（現状所得／所得目標×100）を記載してください。
選択していない項目に－を記載してください。

No.	項目		実施	
1	経営管理の 合理化	① 圃場等に農作業の記録（施肥量、農薬散布量、作業時間等）を毎日つける		
		② ①に加え、青色申告を実施する		
		③ ②に加え、GAP認証等を取得する		
2	所得	① 所得目標が「250万円」又は「継承する経営の直近所得から1割増の額」のうちいずれか高い額(A)となっている		%
		② 所得目標が(A)の額から2割以上増の額となっている		
		③ 所得目標が(A)の額から4割以上増の額となっている		
3	データを活用した農業を実践する			
4	農業経営を法人化する			
5	事業実施年度中に、みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受ける			

2. 国実施要綱別記1第5の1の（5）の場合

目標とする取組	現状 (年)	目標 (年)
☐ 所得の10%以上増加	円	円
☐ 売上の10%以上増加		
☐ 付加価値額の10%増加	(割合: %)	(割合: %)
☐ 生産コストの10%減少		

※ 3以降については、経営開始資金又は就農準備・経営発展支援事業の経営開始支援資金の交付を受ける場合は、別紙様式第9－1号の就農状況報告（独立・自営就農）を添付した場合に記入等は不要とする。

3. 営農実績報告

作物・部門名		作付面積（a）・飼養頭数等			
合計					
農業経営の 構成（交付対 象者本人・家 族労働力）	氏名	年齢	交付対象者・交 付対象者との 続柄 （法人経営にあ っては役職）	年間の 農業従事 日数※	担当業務
			本人		
雇用労働力		(人・日※)			

※ 1日の農業従事時間を8時間で換算

4. 経営規模の報告

経営耕地	区分		面積（a）
	所有地		
	借入地		
特定作業受託	作目	作業内容	実績
			作業受託面積等
作業受託	作目	作業内容	実績（作業受託面積等）
	単純計		
	換算後		

※ 「特定作業受託」欄に、作目別に、主な基幹作業を受託する農地（申請者が当該農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するものに限る。）の作業受託面積等、生産量を記載する。

「作業受託」欄に、「特定作業受託」欄に記載した作業受託以外の作業受託について、記載。作目別、基幹作業別に、作業受託面積を記載するとともに、「換算後」欄に「作業受託面積÷作業数」により換算した面積を記載する。

5. 地域のサポート体制について

	専属担当者（経営・技術）	専属担当者（営農資金）	専属担当者（農地）
氏名又は 職名			

相談実績又は今後相談したいことについて

--

6. 報告対象期間における都道府県主催の新規就農者等交流会（※）への参加について（どちらかにチェックする。）

※第7の3に規定する都道府県が開催する新規就農者等の交流会

	参加した
	参加しなかった

（「参加した」にチェックした場合は以下も記載する。）

参加した回数	回	
交流会の内容 （対象者、実施内容など）		

7. 農業共済その他農業関係の保険への加入状況について（どちらかにチェックする。）

	加入している
	加入していない

（「加入している」にチェックした場合は以下も記載する。）

加入している農業共済等の名称	
----------------	--

8. 計画達成に向けた今後の課題と改善に向けた取組

(青年等就農計画及び別紙様式第2号の別添1の収支計画の達成に向けた課題、改善策並びにその取組状況を記載する。)

計画達成に向けた課題	改善策 (課題解決に向けた改善策を具体的に記入)	改善策の取組状況等 (改善策の取組状況及び結果並びに課題の解決状況を具体的に記入)

添付書類

- 別添 1. 作業日誌の写し（夫婦で助成を受けた場合は、それぞれの作業従事状況（作業日、作業内容、作業時間が分かるよう作成すること）
 2. 決算書及び確定申告時の青色申告決算書（白色申告者は、収支内訳書）の写し（7月の報告の際のみ添付する。）
 3. 通帳及び帳簿の写し＊1
 4. 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類＊1
 5. 環境負荷低減のチェックシート（原則、1月の報告の際のみ添付する。）

＊1 1回目の報告の際のみ添付する（（別紙様式第6号）就農届等で既に提出した書類等から変更がない場合、省略することができる。）。

別添 1
作業日誌

	作業内容	作業時間 (単位：時間)
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
合 計		

※上記内容（作業日、作業内容、作業時間）が記載された作業日誌であれば、本様式に限らない。夫婦で助成を受けた場合や複数の新規就農者が新たに立ち上げた農業法人の場合は、それぞれの作業従事状況（作業日、作業内容、作業時間）が分かるよう、別々に作成すること。また、作業受託がある場合は、特定作業受託の作業か作業受託の作業か分かるように記載すること。

別添 2

決算書

(年目 年 月～ 年 月)

			計画※ 経営開始 年目 a	実績 b	実績／計画 b / a
農業 収入	(作目)	経営規模			
		生産量			
		売上高 (円)			
		経営規模			
		生産量			
		売上高 (円)			
		経営規模			
		生産量			
		売上高 (円)			
	その他				
経営開始資金 (円)					
収入計 (円) ① (資金を除く)					
収入計 (円) ② (資金を含む)					

		計画※ 経営開始 年目 a	実績 b	実績／計画 b / a
農業 経営 費 (円)	原材料費			
	減価償却費			
	出荷販売経費			
	雇用労賃			
支出計 (円) ③				
【参考】設備投資 (内容、金額)				
農業所得計 (円) ④ = ①－③				

※計画欄には、別紙様式第 1 号の別添 1 の収支計画に記載の該当年の計画値を記載すること。

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（農業経営体向け）

(1) 適正な施肥		報告時 (しました)
①	肥料の適正な保管	☐
②	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐
③	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	☐
④	有機物の適正な施用による土づくりを検討	☐

(2) 適正な防除		報告時 (しました)
⑤	農薬の適正な使用・保管	☐
⑥	農薬の使用状況等の記録・保存	☐
⑦	病虫害・雑草の発生状況を把握した上で防除の可否及びタイミングの判断に努める	☐
⑧	病虫害・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	☐
⑨	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討	☐

(3) エネルギーの節減		報告時 (しました)
⑩	農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
⑪	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	☐

(4) 悪臭及び害虫の発生防止		報告時 (しました)
⑫	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分		報告時 (しました)
⑬	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐

(6) 生物多様性への悪影響の防止		報告時 (しました)
⑭	病虫害・雑草の発生状況を把握した上で防除の可否及びタイミングの判断に努める（再掲）	☐
⑮	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討（再掲）	☐

(7) 環境関係法令の遵守等		報告時 (しました)
⑯	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑰	関係法令の遵守	☐
⑱	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	☐
⑲	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

環境負荷低減に向けた取組の趣旨

令和3年5月に策定されたみどりの食料システム戦略法においては、政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中していくことを目指すとともに、補助金拡充、環境負荷低減メニューの充実、これらとセットでのクロスコンプライアンス要件の充実を図ることとされた。

また、令和5年12月の「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」における「『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容」においては、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入する」こととされ、令和9年度の本格実施に向けて、「令和6年度は、事業申請時のチェックシートの提出に限定して試行実施を行う」こととされた。本事業においては、事業申請時においては就農していない又は経営開始して間もない場合もあることから、申請時にみどりの食料システム戦略法に基づく環境負荷低減に取り組む意思を確認した上で、就農状況報告時に取組状況を報告することとする。

「関係法令の遵守」については、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

(1) 適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）等

(2) 適正な防除

- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）等

(3) エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等

(4) 悪臭及び害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等

(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等

(6) 生物多様性への悪影響の防止

- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）
- ・漁業法（昭和24年法律第267号）
- ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
- ・持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）等

(7) 環境関係法令の遵守等

- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・環境影響評価法（平成9年法律第81号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
- ・土地改良法（昭和24年法律第195号）
- ・森林法（昭和26年法律第249号）等

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（畜産経営体向け）

	（１）適正な施肥	報告時 (しました)
①	※飼料生産を行う場合（該当しない □） 肥料の適正な保管	☐
②	※飼料生産を行う場合（該当しない □） 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐
	（２）適正な防除	報告時 (しました)
③	※飼料生産を行う場合（該当しない □） 農薬の適正な使用・保管	☐
④	※飼料生産を行う場合（該当しない □） 農薬の使用状況等の記録・保存	☐
⑤	※飼料生産を行う場合（該当しない □） 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を 検討	☐
	（３）エネルギーの節減	報告時 (しました)
⑥	畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用 や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー 消費をしないように努める	☐
	（４）悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑦	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐
⑧	※飼養頭数が一定規模以上の場合（該当しない □） 家畜排せつ物の管理基準の遵守	☐

	（５）廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑨	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
	（６）生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑩	※特定事業場である場合（該当しない □） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐
	（７）環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑪	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑫	関係法令の遵守	☐
⑬	GAP・HACCPについて可能な取組から実践	☐
⑭	アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養 管理の考え方を認識している	☐
⑮	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理 の実施に努める	☐
⑯	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には（該当しない □）にチェックしてください。

環境負荷低減に向けた取組の趣旨

令和3年5月に策定されたみどりの食料システム戦略法においては、政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中していくことを目指すとともに、補助金拡充、環境負荷低減メニューの充実、これらとセットでのクロスコンプライアンス要件の充実を図ることとされた。

また、令和5年12月の「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」における「『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容」においては、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入する」こととされ、令和9年度の本格実施に向けて、「令和6年度は、事業申請時のチェックシートの提出に限定して試行実施を行う」こととされた。本事業においては、事業申請時においては就農していない又は経営開始して間もない場合もあることから、申請時にみどりの食料システム戦略法に基づく環境負荷低減に取り組む意思を確認した上で、就農状況報告時に取組状況を報告することとする。

「関係法令の遵守」については、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

（１）適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）等

（２）適正な防除

- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）等

（３）エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等

（４）悪臭及び害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等

（５）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等

（６）生物多様性への悪影響の防止

- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）
- ・漁業法（昭和24年法律第267号）
- ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
- ・持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）等

（７）環境関係法令の遵守等

- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・環境影響評価法（平成9年法律第81号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
- ・土地改良法（昭和24年法律第195号）
- ・森林法（昭和26年法律第249号）等

(第13号様式)

住所等変更届

年 月 日

(宛先) 防府市長

氏名

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記1第6の5の（2）及び防府市経営発展支援事業補助金交付要綱第19条第1項の規定に基づき住所等変更届を提出します。

変更前	氏名 住所 電話番号 その他（ ）
変更後	氏名 住所 電話番号 その他（ ）

添付書類：変更後の住所を証明する書類（運転免許所、パスポート等の写し）

(第14号様式)

就農届

年 月 日

(宛先) 防府市長

氏名

以下のとおり就農しましたので新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記1第6の5の（3）及び防府市経営発展支援事業補助金交付要綱第20条第1項の規定に基づき就農届を提出します。

就農した日	年 月 日
-------	-------

添付書類

- ・農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類、農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類及び通帳の写し

(第 15 号様式)

財 産 管 理 台 帳

交付決定者名

事業実施年度					年度		補助金名			経営発展支援事業補助金							
事業種類	事業の内容					工期		経費の配分					処分制限期間		処分の状況		摘要
	事業種目 (事業細目)	交付決定 者名	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費 (円)	負担区分				耐用 年数	処分制 限年月 日	承認 年月日	処分の 内 容	
									国庫 補助金	県 費	市 費	そ の 他					
	計																
	計																
	合 計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
- 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
- 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。